

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかってこられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

わが子の「いじめSOS信号10」

- ① 元気がなくなったり、口数がなくなったり、食欲がなくなったりしてきた。
- ② 「学校へ行きたくない」といったことをボツンと言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると具合が悪くなったり、不調を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅したときの表情が沈んでいたり、明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり、家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物がなくなったり、傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子呼び出す電話が頻繁にかかってきたり、大人が出ると切れたりする。

【基本理念】

- ・ いじめはどの子供にも起こりうる。
- ・ どの子供も被害者にも加害者にもなりうる。
- ・ 生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

【目指す子供像】

- ・ いじめない子供
- ・ いじめを許さない子供
- ・ 勇気ある子供



【いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて】

- ① 教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の全教育活動を通して、児童一人一人への徹底を図る。
- ② 教職員は、いじめを許さない学校づくり、学年・学級づくりを推進していくために、児童一人一人を大切にする意識を強くもつとともに、日々の言動に十分配慮する。
- ③ 教職員は、児童の主体的な活動を推進するとともに、保護者や地域住民と連携し、いじめを生まない風土づくりや未然防止に全力を傾ける。
- ④ 教職員は、児童のささいな言動の変化に気付く感性を磨くとともに、組織として対応する。
- ⑤ いじめが発生した場合、教職員はその解決に全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく、継続した指導や観察を行う。

いじめ対策委員会

- いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等いじめ防止・根絶に向けてた「計画・実践・確認・行動」の中心的役割を担う。
- 重大事態が発生した場合に調査を行い、いじめの解消・再発防止に向けた取組を行う。

- ☆ 対策委員会（毎月1回開催）各週の実態を把握し、翌月の取組を確認する。
 - ・ 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭
- ☆ 拡大委員会（每学期1回開催）
 - ・ 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、学校評議員、学校支援会議委員、スクールカウンセラー他

いじめの未然防止

【学校の取組】

- ☐ いじめについての共通理解（校内研修・職員会議、全校集会・学級活動）
- ☐ いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動）
- ☐ いじめが生まれる背景と指導上の注意についての共通理解
- ☐ 自己有用感や自己肯定感の育成

【児童の取組】

- ☐ 児童自らがいじめの問題について学ぶ。
- ☐ いじめについて、児童自身が主体的に考え、いじめの根絶を発信するような取組を推進する。
- ☐ 児童会による「なかよし宣言」をする。

【保護者・地域住民の取組】

- ☐ いじめ防止対策推進法第9条の理解し実践する。
- ☐ 日頃から子どもが悩み等を相談しやすい環境をつくる。
- ☐ いじめを認知したら、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によっては育友会や関係機関と協議していく。

いじめの早期発見

（早期発見・早期相談が早期解決につながる！）

【学校の取組】

- ☐ 毎月のアンケート調査や定期的な教育相談を実施する。
- ☐ 児童が日頃からいじめを伝えやすい環境をつくる。
- ☐ 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ☐ 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。また、児童や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ☐ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ☐ 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ☐ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。
- ☐ 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ☐ いじめに関する情報は、いつでも全職員で共有する。

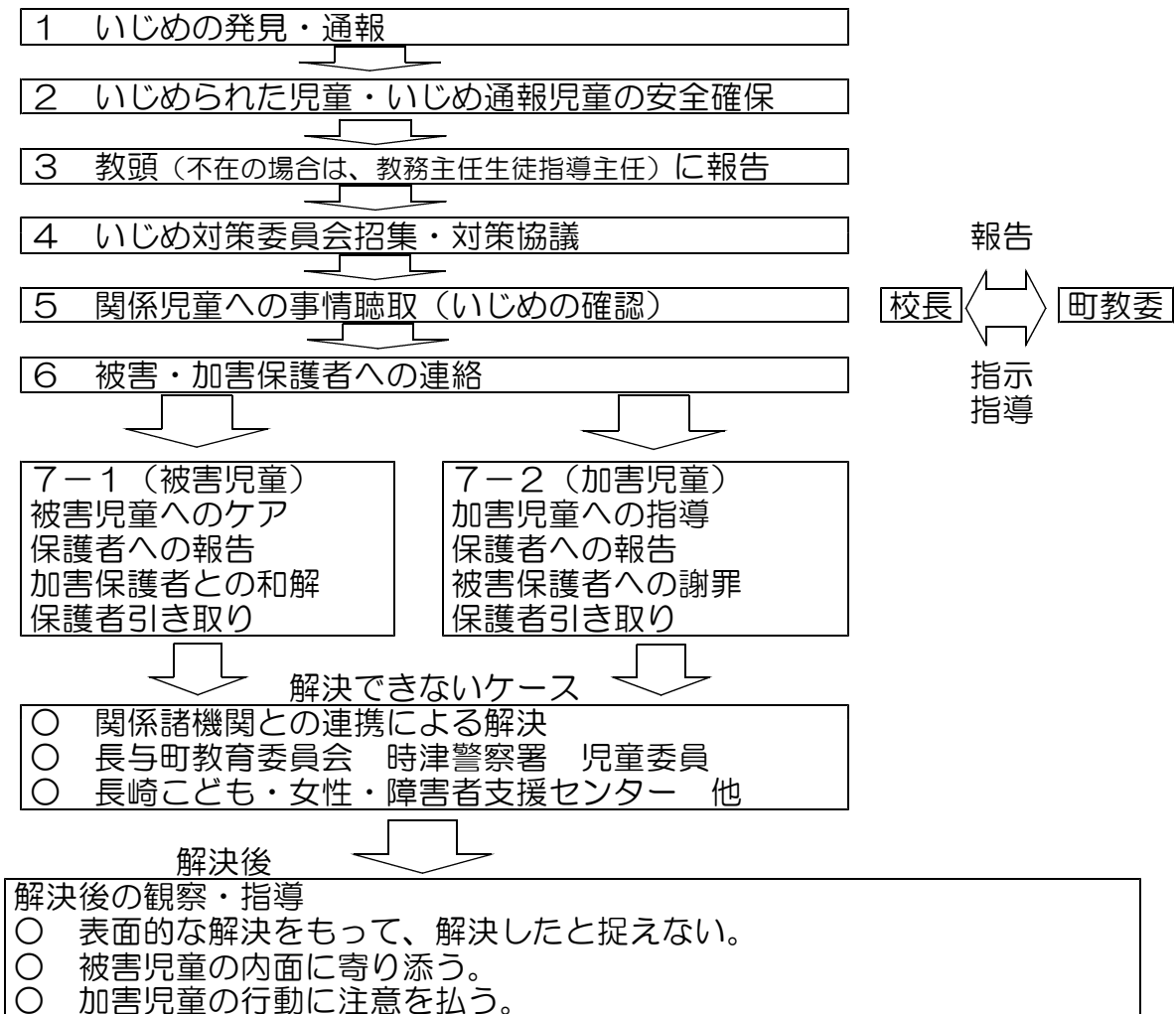
【児童の取組】

- いじめが行われていると思ったときには、周囲の仲間や先生、大人等に知らせたり、解消に向けて取り組んだりする。

【保護者・地域住民の取組】

- 自分の子どもとともに、他の子どもにも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

いじめに対する措置



重大事態への対処

（誠意をもって対処し、絶対に解決する！）

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に連絡する。教育委員会は町長に一次報告を行うとともに、学校に必要な指導や支援を行う。
- ② 学校の「いじめ対策委員会」で調査を行い、教育委員会に報告する。
- ③ 町長及び教育委員会は、再調査が必要であると判断した場合は、教育委員会の下に設置している「いじめ等学校問題サポートチーム」で調査にあたる。
- ④ 教育委員会は調査結果を町長に報告する。町長は議会に報告する。
- ⑤ 町長が再調査が必要と判断した場合には、県教育委員会と連携を図る。

年間計画

月	内 容	月	内 容
4	○ 定例会 ・年間計画の作成と取組確認	1	○ 定例会 9月の振り返りと取組確認
	○ 保護者・地域住民への啓発 ・育友会での説明やホームページでの公開	0	
5	○ 定例会 4月の振り返りと取組確認	1	○ 定例会 10月の振り返りと取組確認
6	○ 第1回拡大委員会 年度の方針・取組確認	1	○ 定例会 11月の振り返りと取組確認
	○ 定例会 5月の振り返りと取組確認	2	○ 定例会 12月の振り返りと取組確認
7	○ 定例会 6月の振り返りと取組確認	1	○ 第3回拡大委員会 本年度取組の振り返りと次年度の取組確認
8	○ 定例会 7月の振り返りと取組確認		
9	○ 第2回拡大委員会 ・1学期の取組の振り返りと2学期の取組確認	2	○ 定例会 2月の振り返りと取組確認
		3	

相談窓口

（「何かおかしいな」「いつもと違う」と感じたら即相談を！）

☐	長与子どもホットライン（長与町学校教育課）	883-5161
☐	親子ホットライン（長崎県教育センター）	0120-72-5311
☐	いじめ相談ホットライン（長崎県教育委員会）	0570-078310
☐	ヤングテレホン（長崎県警少年サポートセンター）	0120-78-6714
☐	チャイルドライン（NPO法人）：児童生徒専用	0120-99-7777
☐	長与小学校の相談窓口	095-883-2004
☐	心の教室相談員	090-8839-9845